

戦争危険等免責に関する一部修正特約条項

当社は、この特約条項により、この保険契約に傷害死亡保険金支払特約条項が付帯されている場合には、同特約条項第4条（保険金を支払わない場合 - その1）第1項第8号の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「(8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変。
ただし、これらに該当するかどうかにかかわらず、テロ行為（政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが当該主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。）を除きます。」

当社は、この保険契約に付帯された他の特約条項に、前項と同じ規定がある場合には、その規定についても前項と同様に読み替えて適用します。